

KicSpace 会員利用規約

本利用規約（以下、「本規約」という）は、以下の KicSpace（以下、「本施設」という）の会員と株式会社きらぼしコンサルティング（以下、「本施設管理者」という）との間の本施設の利用に係る契約（以下、「本利用契約」という）に関し、会員の登録方法、会員による本施設の利用の内容、その他会員と本施設管理者との間の権利義務関係等について、次のとおり定める。本利用契約については、本規約に加え、KicSpace 施設利用規約（以下、「施設利用規約」という）も適用されるものとする。別段の定めがない限り、施設利用規約で定義された用語については本規約においても同じ意味を有するものとする。

「KicSpace」の表示

名称：KicSpace

所在地：東京都港区南青山 3-10-43 きらぼし銀行内

本施設管理者：株式会社きらぼしコンサルティング

第 1 条（会員の登録）

1. 会員の登録要件

本施設管理者が招待した者のうち会員の登録を希望する者（以下、「申込者」という）は、本施設管理者に対し、会員の氏名、所属会社名、連絡先（電話番号、メールアドレス）その他本施設管理者が別途定める事項を本施設管理者に対して提供し、会員登録の申込みを行う（以下、「会員申込」という）。本施設管理者は、会員申込を受けたとき、申込者の会員登録について審査を実施し、審査に合格した申込者に限り、会員登録が認められる。

2. 会員の登録の完了

申込者が審査に合格した場合、本施設管理者は申込者に対して通知を行う。当該通知は、本施設管理者が、申込者に対して、本施設管理者が提供する入館のために必要な二次元バーコード（以下、「入館証」という）の発行方法及びその利用方法が記載された電子メール（以下、「招待メール」という）を発信することをもって行う。当該通知がなされ、申込者により第 3 条第 1 項に定める手続きが完了した場合、会員登録が完了されたものとし、申込者は、会員登録完了後、入館証の有効期間中は会員として本施設への入館が可能となる。なお、入館証の有効期間外においては、本施設への入館は認められない。会員は前項に基づき提供した会員情報に変更のあった場合は、遅滞なく本施設管理者に通知しなければならない。

3. 個人情報管理の義務

本施設管理者は、会員登録に際し、利用者より開示を受けた個人情報（個人情報の保護に関する法律 2 条に定める個人情報をいう。以下同じ）について、個人情報の保護に関する法律及び本施設管理者の個人情報保護方針 (URL:<http://www.kiraboshi-consul.co.jp/privacypolicy/index.html>) を遵守し、善良なる管理者の注意をもって管理する。

4. 取得した個人情報の利用目的

本施設管理者は、会員より会員登録に際して開示を受けた個人情報を以下の目的で利用することとする。

- (1) イベント・会議室利用等の申込みの受付、内容の審査等
- (2) 本施設・イベント等に関する利用者からの問い合わせへの対応等
- (3) 本施設におけるイベントへの招待
- (4) 各種案内の送付
- (5) 本施設の運営に伴うマーケティング調査
- (6) 本利用契約に基づく権利の行使や義務の履行
- (7) イベント・会議後の事後管理
- (8) 本施設の情報発信その他広報活動
- (9) その他、本施設の円滑な運営管理

5. 入退館方法

会員は、会員登録後、入館証を利用することで、本施設への入退館を行う。端末の不携帯等により入館証を入館時に提示できない場合には、本施設管理者が認めた場合に限り入館を認められるものとする。

6. 会員資格の譲渡・転貸の禁止

会員資格は会員個人に帰属するものとし、会員はこれを第三者に対して譲渡、担保設定その他の処分をすることができない。

7. 会員の更新

本施設管理者は、会員の入会及び更新から1か月经過毎に会員の見直しを実施する。見直しにより認められた者は以降も会員として本施設を利用することができる。

8. 会員の退会

会員は本施設管理者に申し出ること、いつでも会員を退会できるものとする。また、会員による申出がなくても、第7項に基づく見直しにより継続利用を認められない場合や、本規約及び施設利用規約を遵守しない場合等、本施設管理者の裁量で会員を退会にする場合がある。

第2条 (会員の利用可能時間、会員同伴者数)

1. 会員の利用可能時間

会員の本施設の利用可能時間は、原則として平日の9時から20時30分とする。但し、イベント開催時間帯についてはイベント参加以外の利用は認めないものとする。

(参考)利用時間の呼称と利用用途

- ①shine time (シャイン タイム)・・・コワーキング利用
イベント無しの場合 9時～20時30分
イベント有りの場合 9時～17時
- ②star time (スター タイム)・・・イベント利用
17時～20時30分 (完全撤収)

2. 会員同伴者数

会員同伴者は原則1名までとする。会員同伴者が複数名になる場合、会員は本施設管理者に事前に連絡し許諾を得なければならない。

第3条（入館証の利用）

1. 入館証の定義

入館証は、審査に合格した申込者が、本施設管理者より送信された招待メールに従った手続きをとることで利用可能となる。入館証は、本施設へのチェックイン、チェックアウト、その他本施設の利用に関する機能を提供する。入館証の提供サービスは、事前の通知なく変更することがある。

2. 入館証の管理

会員は、入館証を、本施設利用のためにのみ利用することができ、その他の目的のために利用することはできず、譲渡・貸与・名義変更等を行うことはできない。会員は、自身の入館証の利用、管理について一切の責任を負うものとし、盗難・紛失・不正利用等の場合を含め、本施設管理者は、入館証の利用及び管理から生じた一切の損害について何らの責任も負わないものとする。

3. 会員の遵守事項

会員は、本施設の利用に関し、以下を遵守するものとする。

- (1) ビジネスの創出及び発展、又はこれらに資する情報発信や情報交換を目的として利用する。
- (2) 会員申込時に入力した情報にその後変更が生じた場合には、第1条に則り遅滞なく本施設管理者に通知する。

4. 会員の禁止事項

会員は、本施設の利用に関して、以下の行為を行うことは禁止される。

- (1) 本施設管理者及び他の利用者に対し、虚偽、不完全又は不正確な情報を提供する行為
- (2) 法令に違反し、又は違反するおそれのある行為
- (3) 本規約又は本施設管理者若しくは本建物所有者の定める規約、又は施設利用目的に反する行為
- (4) 本施設の運営を妨げる行為、犯罪行為に結びつく行為、又は公序良俗に反する行為
- (5) 本施設管理者又はその他の第三者を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損し、又は毀損するおそれのある行為
- (6) 他の利用者の本施設の利用を妨害する行為
- (7) その他本施設管理者が、会員への本施設利用の提供を継続することが不適切であると判断する行為

5. 本施設管理者の免責事項

本施設管理者は、利用者に対し入館証が表示する情報の正確性等、入館証の効果に関する何らの保証も行わないものとする。入館証の利用に関し、利用者が損害を被った場合や利用者間で何らかのトラブル等が生じた場合であっても、本施設管理者は責任を負わない。次の事項については、本規約又は特約において明示的に追加されている場合を除き、利用者へ提供されないものとする。

- (1) ソフトウェア及びハードウェアに関する問い合わせ並びに障害対応等
- (2) 入館証に係るデータの内容、変更等に関する問い合わせ対応等

6. 入館証提供の中止・停止・廃止

本施設管理者は、次の場合には、入館証の提供を中止・停止・廃止する場合があります、利用者に対し何ら責任を負わないものとする。

- (1) 本施設管理者の設備の保守又は工事等の理由によりやむを得ないとき
- (2) 天災地変、その他事故等の不測の事態が発生、又は発生するおそれがあるとき
- (3) 本施設管理者の責によらない事由により、入館証の提供ができなくなったとき
- (4) その他、本施設管理者が必要と合理的に判断したとき

第4条（入館証の機能及び利用・発行方法）

1. 入館証の機能

入館証は、チェックイン・チェックアウト機能を有する。チェックイン・チェックアウト機能とは、会員が入館証を本施設内に設置された端末にかざすことで本施設管理者が会員の入退館情報を管理できる機能をいう。

2. 入館証の発行・利用方法

- (1) 会員は本施設の受付に設置される ACALL システムを利用して入館証である二次元バーコードを発行するものとし、会員が本施設に入館する場合は、施設利用の有無を問わず、入館時に入館証を本施設内に設置された端末にかざすことで提示する。また、退館時にも入館証を同様に提示する。
- (2) 入館証の発行ができない場合、受付にて会員本人であることの確認ができる書類（運転免許証等）を携帯されていない限り、本施設への入館はできないものとする。
- (3) 会員は、入館証を紛失した場合は、受付にて再度、入館証の発行手続をとるものとする。

第5条（その他事項）

1. 準拠法及び合意管轄

本施設管理者及び会員は、本利用契約の準拠法を日本法とすることに合意する。本利用契約に関し紛争が生じたときは、訴額に応じて東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

2. 解釈の疑義に対する誠意ある対応の義務

本規約に定めのない事項及び契約条項の解釈に疑義を生じたときは、本施設管理者及び会員は、誠意を持って協議し、その解釈にあたるものとする。

3. 不可抗力による規約の消滅

天変地異その他の本施設管理者及び会員の責めに帰すべからざる事由により、本施設の全部又は一部が滅失又は破損等して、本利用契約の目的を達成することが不可能又は困難となった場合、本利用契約は終了する。これにより本施設管理者又は会員の被った損害については、相手方はその責めを負わないものとする。

4. 本規約の改定

本規約は本施設管理者の都合により、内容が変更されることがある。なお、変更の際には、本施設管

理者から会員への通知又は掲示を行うが、通知又は掲示を懈怠した場合を除き、本施設管理者は変更に伴う責任を一切負わない。

以上、会員は、本規約を遵守するものとし、かつ公序良俗に反することの無いよう、また、本施設管理者が円滑に運営を行うことができるように、本施設管理者に協力するものとする。

2020年5月27日

東京都港区南青山3-10-43 きらぼし銀行内

株式会社きらぼしコンサルティング

2020年5月27日：施行